

就学援助制度について

富士河口湖町では経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に学用品費・修学旅行費などの援助をしています。

就学援助は、教育の機会均等（教育基本法第4条）の精神に基づいて、すべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう配慮し実施するものです。

1. 対象となる世帯

- ① 生活保護法に基づく保護の停止および廃止の措置を受けた者
- ② 所得により（同住所にお住まいの方全員の）町民税の非課税または減免の措置を受けた者
- ③ 固定資産税が減免されている者
- ④ 所得により国民年金掛金の減免の措置を受けた者
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けた者（※児童手当ではありません）
- ⑥ 世帯更正資金による貸付を受けた者
- ⑦ ①～⑤以外のもので失業・休業・災害・病気その他の事情により世帯の収入が少なく、経済的に就学が困難であると認めた者

2. 申請方法

就学援助申請書と必要書類を 富士河口湖町教育委員会 学校教育課 に提出してください。

必要書類	①【全員】 振込指定口座の通帳もしくはキャッシュカードの写し （金融機関名・支店名・預金種別・口座名義・口座番号がわかるもの） ②【2025年1月1日以降 富士河口湖町に転入した方のみ】 課税されている住所地で発行される課税証明書（同居している方、全員分） ※申請内容により、その他書類を追加提出していただく場合があります。
------	---

3. 認定

主に前年中の世帯の所得等の状況等で、認定基準と照らし合わせたうえ、実施機関、協力機関、学校長とで協議し援助を必要と認める者について認定し、保護者に通知します。

※前年の所得等の状況では支給対象とならない方でも、1月以降に何らかの特殊事情により家庭環境や経済状況が急変してしまい児童生徒の就学が困難になった場合は、学校長の意見書と民生委員証明書を添付し申請することにより認定される場合があります。

4. 支給費目等

学用品費等	町で示す基準額
入学準備金（新入学学用品費 小・中新１年）	町で示す基準額
修学旅行費	実費

5. 支給方法

就学援助支給申請書に記載された振込口座へ、７月末・９月末・１２月末・翌年３月末の４回に分けて振り込みいたします。なお、入学準備金については７月末分に合算され、修学旅行費については原則、中学生は７月末分、小学生は１２月末支給分に合算されます。

（※ただし、認定月により月割支給となります。）